○国土交通省告示第五百四十八号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十七条の規定に基づき、航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示（昭和四十二年運輸省告示第三百八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令第二条の航空機の騒音の強度及びひん度の限度は、学校（幼稚園を除く。）、障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設については別表第一の各号のいずれか、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業を行う施設（病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる児童の居宅及びその他の不特定の者の用に供されない施設を除く。）については別表第二の各号のいずれか、病院、乳児院、障害児入所施設（児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）、診療所及び特別養護老人ホームについては別表第三の各号のいずれかのとおりとする。 別表第一	航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令第二条の航空機の騒音の強度及びひん度の限度は、学校（幼稚園を除く。）、障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設については別表第一の各号のいずれか、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については別表第二の各号のいずれか、病院、乳児院、障害児入所施設（児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）、診療所及び特別養護老人ホームについては別表第三の各号のいずれかのとおりとする。 別表第一

番号	単位時間	騒音の強度及びひん度
一・二	（略）	（略）
三	十五時から十九時までの全時間を四等分した時間（児童の育成を図るものに限る。）	七十五デシベル以上の騒音が十二回以上

番号	単位時間	騒音の強度及びひん度
一・二	（略）	（略）

注1　第一号に掲げるものは、上欄の単位時間内における騒音の強度及びひん度が下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が一週間の単位時間の総数の二十パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

2　第二号に掲げるものは、上欄の単位時間当たりの騒音の強度及びひん度が下欄の基準に達し、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

3　（略）

4　第三号に掲げるものは、上欄の単位時間内における騒音の強度及びひん度が下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が一週間の単位時間の総数の五パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

注1　第一号に掲げるものは、上欄の単位時間内における騒音の強度及びひん度が下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が、一週間の単位時間の総数の二十パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

2　第二号に掲げるものは、上欄の単位時間当たりの騒音の強度及びひん度が、下欄の基準に達し、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

3　（略）

（新設）